

第8回 定期 総会 議事録

1、日 時	令和5年8月7日(月)
2、場 所	中津市役所 3階 大会議室
3、出席委員	1番橋本委員、2番田畑委員、3番坪根委員、5番奥委員、6番高倉委員、7番多村委員、8番石川委員、9番浦野委員、10番高橋委員、11番松田委員、12番北村委員、13番鷹崎委員、14番江島委員、15番梶原委員、最適化推進委員 19名(細田、前田、上野、宮瀬、濱田、武信、村本、萩原、山崎、岡崎、尾家、長谷川、岩渕、北山、立木、矢野、樋口、墓、荒川)
4、欠席委員	4番白木原委員、最適化推進委員(黒土、中島、田中、新谷)
5、事務局	用松局長、片桐次長、井上、星野
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	2番田畑委員、14番江島委員
用松局長	それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中14名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。
議 長 (坪根会長)	それでは、只今より令和5年第8回定期総会を開催致します。議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、議事録署名委員を2番田畑委員、14番江島委員にお願いします。よろしく申し上げます。
議案審議 議第1号 議 長	農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 橋本委員から1番2番の調査の報告をお願いします。
4番(橋本)	1番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後の目的は自作とのこととございます。

		<p>2番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後の目的は利用権設定とのことでございます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>ただいま、1番2番について、調査の報告が橋本委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、1番2番について当委員会は承認と致します。それでは、3番4番について濱田推進委員調査の報告をお願いします。</p>
濱田推進委員		<p>3番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は5条申請をするとのことでございます。</p>
		<p>4番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は自作をするとのことでございます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>ただいま、3番4番について、調査の報告が濱田推進委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、3番4番について当委員会は承認と致します。それでは、5番について、調査の報告を岡崎推進委員にお願いします。</p>
岡崎推進委員		<p>5番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は3条申請をするとのことでございます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>ただいま、5番について、調査の報告が岡崎推進委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、5番について当委員会は承認と致します。</p>

		<p>それでは、6番7番について、調査の報告を北村委員にお願いします。</p>
12番（北村）		<p>6番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をするとのことでございます。</p> <p>7番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をするとのことでございます。ご審議よろしくお願いします。</p>
議長	長	<p>ただいま、6番7番について、調査の報告が北村委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>（異議なし）</p>
議長	長	<p>異議なしと認め、6番7番について当委員会は承認と致します。</p>
議案審議 議第2号 議長	長	<p>農用地利用集積計画（案）について 議第2号農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、審議に入る前に鷹崎委員、尾家推進委員、基推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>鷹崎委員、尾家推進委員、基推進委員退室。</p>
議長	長	<p>それでは、農政課担当より説明をお願いします。</p>
農政課（加来）		<p>（農政課 担当 説明）</p>
議長	長	<p>ただいま、農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、農政課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>（異議なし）</p>
議長	長	<p>異議なしと認め、農用地利用集積計画（案）の利用権設定については承認といたします。</p> <p>鷹崎委員、尾家推進委員、基推進委員は入室してください。</p> <p>鷹崎委員、尾家推進委員、基推進委員着席</p>

議 長	続きます。議第2号農用地利用集積計画(案)の所有権移転について、農政課担当より説明をお願いします。
農政課(加来)	(農政課 担当 説明)
議 長	ただいま農用地利用集積計画(案)の所有権移転について、農政課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議はございませんので農用地利用集積計画(案)の所有権移転については承認といたします。
議案審議 議第3号	農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について
議 長	第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番2番の調査の報告を宮瀬推進委員にお願いします。
宮瀬推進委員	(1番の申請地の場所について説明) 1番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。
	(2番の申請地の場所について説明) 2番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、1番2番について、宮瀬推進委員から調査の報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、1番2番について当委員会は許可と致します。それでは、3番について、調査の報告を濱田推進委員にお願いします。
濱田推進委員	(3番の申請地の場所について説明) 3番について報告いたします。双方確認の結果、贈与で間違いありません。ご審議よろしくをお願いします。

議 長	ただいま、3番について、濱田推進委員より調査の報告がありました が、異議はございませんか。
全会員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。 それでは、4番について、調査の報告を奥委員にお願いします。
5番(奥)	(4番の申請地の場所について説明) 4番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間 違いありません。
議 長	ただいま、4番について、調査の報告が奥委員よりありましたが、異議 はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。 それでは、5番から7番について、調査の報告を濱田推進委員にお願い します。
濱田推進委員	(5番の申請地の場所について説明) 5番について報告いたします。双方確認の結果、贈与で間違いありませ ん。 (6番の申請地の場所について説明) 6番について報告いたします。双方確認の結果、交換による所有権移 転で間違いありません。 (7番の申請地の場所について説明) 7番について報告いたします。双方確認の結果、贈与による所有権移 転で間違いありません。
議 長	ただいま、5番から7番について、調査の報告が濱田推進委員よりあり ましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)

議 長	異議なしと認め、5番から7番について当委員会は許可と致します。 それでは、8番について、調査の報告を多村委員にお願いします。
7番(多村)	(8番の申請地の場所について説明) 8番について報告いたします。双方確認の結果、売買で間違いありません。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ただいま、8番について、多村委員より調査の報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、8番について当委員会は許可と致します。 9番の審議に入る前に橋本委員、多村委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。 橋本委員、多村委員退席
議 長	それでは、9番について、調査の報告を村本推進委員にお願いします。
村本推進委員	(9番の申請地の場所について説明) 9番について報告いたします。双方確認の結果、売買で間違いありません。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ただいま、9番について、村本推進委員より調査の報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、9番について当委員会は許可と致します。 橋本委員、多村委員は入室をお願いします。 橋本委員、多村委員着席
議 長	それでは、10番について、調査の報告を高倉委員にお願いします。
6番(高倉)	(10番の申請地の場所について説明) 10番について報告いたします。双方確認の結果、売買で間違いありま

		せん。ご審議よろしく申し上げます。
議	長	ただいま、10番について、調査の報告が高倉委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、10番について当委員会は許可と致します。 それでは、11番について、調査の報告を岡崎推進委員に申し上げます。
岡崎推進委員		(11番の申請地の場所について説明) 11番について報告いたします。双方確認の結果、贈与で間違いありません。ご審議よろしく申し上げます。
議	長	ただいま、11番について、調査の報告が岡崎推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め11番について当委員会は許可と致します。 それでは、12番13番について調査の報告を鷹崎委員に申し上げます。
13番(鷹崎)		(12番の申請地の場所について説明) 12番について報告いたします。双方確認の結果、贈与で間違いありません。 (13番の申請地の場所について説明) 13番について報告いたします。双方確認の結果、贈与で間違いありません。ご審議よろしく申し上げます。
議	長	ただいま、12番13番について、調査の報告が鷹崎委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、12番13番について当委員会は許可と致します

		<p>それでは、14番について調査の報告を北村委員にお願いします。</p>
12番（北村）		<p>（14番の申請地の場所について説明）</p> <p>14番について報告いたします。双方確認の結果、贈与で間違いありません。ご審議よろしくお願いします。</p>
議 長		<p>ただいま、14番について、調査の報告が北村委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>（異議なし）</p>
議 長		<p>異議なしと認め、14番について当委員会は許可と致します。</p> <p>15番の審議に入る前に樋口推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p>
		<p>樋口推進委員、退席</p>
議 長		<p>それでは、15番の調査の報告を北村委員にお願いします。</p>
12番（北村）		<p>（15番の申請地の場所について説明）</p> <p>15番について報告いたします。双方確認の結果、贈与で間違いありません。ご審議よろしくお願いします。</p>
議 長		<p>ただいま、15番について、調査の報告が北村委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>（異議なし）</p>
議 長		<p>異議なしと認め、15番について当委員会は許可と致します。</p> <p>樋口推進委員は入室をお願いします。</p>
		<p>樋口推進委員、着席。</p>
議 長		<p>それでは、16番について、調査の報告を北村委員にお願いします。</p>
12番（北村）		<p>（16番の申請地の場所について説明）</p> <p>16番について報告いたします。双方確認の結果、贈与で間違いありません。ご審議よろしくお願いします。</p>

議 長	ただいま、16番について、調査の報告が北村委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、16番について当委員会は許可と致します。それでは、17番について、調査の報告を江島委員にお願いします。
14番(江島)	(17番の申請地の場所について説明) 17番について報告いたします。双方確認の結果、売買で間違いありません。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ただいま、17番について、調査の報告が江島委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、17番について当委員会は許可と致します。それでは、18番について、調査の報告を梶原委員にお願いします。
15番(梶原)	(18番の申請地の場所について説明) 18番について報告いたします。双方確認の結果、売買で間違いありません。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ただいま、18番について、調査の報告が梶原委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、18番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について
議 長	議題4号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番の調査の報告を尾家推進委員にお願いします。
尾家推進委員	(1番の申請地の場所についての説明) 1番について報告いたします。平成16年より無断転用となり、今回始

		末書添付による進入路用地の転用です。境界もはっきりしており特に問題はないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。
議	長	ただいま、1番について、調査の報告が尾家推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。
議案審議		
議第5号		農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について
議	長	議題5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番から3番の調査の報告を橋本委員に申し上げます。
1番(橋本)		(1番の申請地の場所について説明) 1番について報告いたします。転用目的は一般住宅用地です。雨水排水は隣接水路に放流します。
		(2番の申請地の場所について説明) 2番について報告いたします。転用目的は共同住宅分譲用地(1区画)です。生活排水は下水道に接続します。雨水排水は市道側溝に放流します。
		(3番の申請地の場所について説明) 3番について報告いたします。転用目的はゴミ置き場用地です。所有権移転売買による申請です。ご審議よろしく申し上げます。
議	長	ただいま、1番から3番について、調査の報告が橋本委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、1番から3番について当委員会は許可と致します。それでは、4番について、調査の報告を前田推進委員に申し上げます。
前田推進委員		(4番の申請地の場所について説明) 4番について報告いたします。 転用目的は宅地分譲用地(7区画)で

		<p>す。生活排水は下水道に接続します。雨水排水は西側市道側溝に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議	長	<p>ただいま、4番について、調査の報告が前田推進委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。 それでは、5番から8番について、調査の報告を宮瀬推進委員にお願ひします。</p>
宮瀬推進委員		<p>(5番の申請地の場所について説明) 5番について報告いたします。転用目的は駐車場用地です。雨水については地下浸透です。</p> <p>(6番の申請地の場所について説明) 6番について報告いたします。転用目的は宅地分譲用地(9区画)です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に隣接水路に放流します。</p> <p>(7番の申請地の場所について説明) 7番について報告いたします。転用目的は宅地分譲用地(7区画)です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に東側水路に放流します。</p> <p>(8番の申請地の場所について説明) 8番について報告いたします。転用目的は宅地分譲用地(8区画)です。生活排水は下水道に接続します。雨水排水は南側水路に放流します。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議	長	<p>ただいま、5番から8番について、調査の報告が宮瀬推進委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、5番から8番について当委員会は許可と致します。</p>

<p>濱田推進委員</p>	<p>それでは、9番から12番について、調査の報告を濱田推進委員にお願いします。</p> <p>(9番の申請地の場所について説明)</p> <p>9番について報告いたします。転用目的は建築条件付建売分譲用地(8区画)です。雨水排水は市道側溝に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われま</p> <p>(10番の申請地の場所について説明)</p> <p>10番について報告いたします。転用目的は一般住宅用地です。雨水排水は市道側溝に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われま</p> <p>(11番の申請地の場所について説明)</p> <p>11番について報告いたします。転用目的は建築条件付建売分譲用地(2区画)です。雨水排水は市道側溝に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われま</p> <p>(12番の申請地の場所について説明)</p> <p>12番について報告いたします。転用目的は貸駐車場用地です。雨水排水は市道側溝に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われま</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、9番から12番について、調査の報告が濱田推進委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、9番から12番について当委員会は許可と致します。それでは、13番について、調査の報告を高倉委員にお願いします。</p>
<p>6番(高倉)</p>	<p>(13番の申請地の場所について説明)</p> <p>13番について報告いたします。転用目的は貸駐車場用地です。生活排水は地下浸透、また隣接水路に放流します。ご審議よろしくお願</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、13番について、調査の報告が高倉委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>

全委員	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認め、13番について当委員会は許可と致します。 それでは、14番について、調査の報告を村本推進委員にお願いします。</p> <p>(14番の申請地の場所について説明)</p> <p>14番について報告いたします。転用目的は事務所、倉庫及び資材置 場用地です。雨水排水は北側市道側溝及び東側市道側溝に放流します。境 界もはっきりしており特に問題はないと思われます。ご審議よろしくお 願いします。</p>
議長	<p>ただいま、14番について、調査の報告が村本推進委員よりありましたが、 異議はございませんか。</p>
全委員	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認め、14番について当委員会は許可と致します。 それでは、15番について、調査の報告を鷹崎委員にお願いします。</p>
13番(鷹崎)	<p>(15番の申請地の場所について説明)</p> <p>15番について報告いたします。転用目的は駐車場用地です。雨水排 水は自然浸透させます。ご審議よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ただいま、15番について、調査の報告が鷹崎委員よりありましたが、 異議はございませんか。</p>
全委員	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認め、15番について当委員会は許可と致します。</p>
議案審議 議第6号	<p>非農地証明について</p>
議長	<p>議第6号の非農地証明願に関する件について事務局より1番から説明 をお願いします。</p>
事務局(井上)	<p>議案朗読</p>
議長	<p>ただいま、1番の議案の説明がありました。異議はございませんか。</p>

全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、1番の非農地証明願に関する件について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第7号 議 長	その他について 議第7号その他について、議案の説明をお願いします。
用松局長	(別紙議案のとおり)
議 長	<p>それでは総括を進めたいと思います。</p> <p>議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議第2号、農地利用集積計画(案)について当委員会は承認といたします。</p> <p>議第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議第5号、農地法第5条第1項に規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議第6号、非農地証明願に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>以上でございます。長い時間、審議ありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして、第8回定期総会を閉会いたします。</p>